

高等学校等就学支援金の手続きについて(お知らせ)

高等学校等就学支援金(授業料に対する支援)の支給を受けられる場合、以下の手続きが必要となりますので、必ず**期限までに**手続きをしていただくようお願いします。

現在の就学支援金支給状況によって手続きが異なります。

以下の手続きは7月以降の受給に関するものです。

申請書・届出書は原則として**7月1日時点の情報を記入**してください。

※1 裏面下部の「保護者等のその年の1月1日現在の住所」を記入する欄は、令和5年1月1日現在の住所を記入してください。

☆4月に受給資格認定申請を提出し、令和5年6月時点で受給資格を有している場合**○4月の受給資格認定申請時に、個人番号を提出済みの場合**

原則、新たな手続きは不要です。

(4月に提出いただいた個人番号を用いて、県において令和5年度の税額を照会します)

○4月の受給資格認定申請時に、個人番号を提出していない(課税証明書等を提出した)場合

高等学校等就学支援金収入状況届出書(2回目以降) 及び
個人番号カード等貼付台紙(もしくは課税証明書等) を提出してください。

○保護者等の状況が変更となった場合(随時)

高等学校等就学支援金収入状況届出書(2回目以降) 及び
個人番号カード等貼付台紙(未提出の場合のみ) を提出してください。

※7月以降も、保護者等の状況に変更があった際は、速やかに届出をお願いします。

○令和4年1月2日～令和5年1月1日までに住所が変更となった場合

登録の修正が必要ですので、学校への連絡をお願いします。

※海外から帰国した場合も、必ず連絡してください。

☆4月の受給資格認定申請が所得制限等により不認定となった場合

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(初回用) 及び
個人番号カード等貼付台紙 を提出してください。

☆4月に受給資格認定申請をせず、7月から新たに受給資格認定申請を希望される場合

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(初回用) 及び
個人番号カード等貼付台紙 を提出してください。

※届出(申請)しても、所得制限に該当することにより支給が受けられない場合があります。

提出期限：7月26日(水) 提出先：事務室 ※申請書類は事務室にてお渡しします。

税が未申告の場合、所得確認を行うことができず、就学支援金の支給ができない場合があります。
申告がお済みでない方は、直ちに税務署・市町税担当課へ申告するようお願いいたします。

※個人番号カード等貼付台紙について

- ☆ 個人番号は、**原則として親権者（もしくは入学時点で親権者だった方）全員分が必要**です。
一方が**配偶者控除等**を受けている場合も、**個人番号の提出が必要**です。
- ☆ 個人番号を提出いただき**認定された場合は、来年以降の7月の収入状況届出書の提出は不要**となります。不認定となり、来年再度受給資格認定申請を希望される場合は、再度受給資格認定申請書と個人番号の提出が必要です。
- ☆ 認定後、保護者等変更等があった場合は所得区分を見直しますので、直ちに学校に申し出てください。
- ☆ 生活保護（生活扶助）を受給している方についても、**個人番号の提出**をお願いします。
住民税の申告をされていない場合は、申告をお願いします。

※就学支援金の支給区分について

保護者等全員の所得確認基準額の合計	支給区分	支給月額(※)	注意事項
		全日制	
154,500円未満	加算あり	33,000円	※授業料額が上限となりますので、記載の額より実際の支給額が低くなる場合があります。
154,500円～304,200円未満	加算なし	9,900円	

～所得確認基準額とは～

以下の計算式により算出します。

〔計算式〕

市町民税の課税標準額(※1) × 6% - 市町民税の調整控除の額(※2)

※1 令和5年7月～令和6年6月分の判定においては、生徒本人が平成19年1月2日～4月1日生まれの場合、保護者等（保護者等が2名の場合はどちらか一方）の課税標準額から33万円を控除します。
（扶養控除の適用が同級生より1年遅れるため）

※2 政令都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※ご自身の課税標準額などは、マイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。
（マイナンバーカードが必要です）

マイナポータルHP



マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

ご不明な点がございましたら事務室までお問い合わせください。

担当：本田(078-741-1506)

高等学校等就学支援金の手続きについて(お知らせ)

高等学校等就学支援金(授業料に対する支援)の支給を受けられる場合、以下の手続きが必要となりますので、必ず**期限までに**手続きをしていただくようお願いします。

※期限までに必要な手続きをされない場合、7月以降の高等学校等就学支援金の支給は差止められます。
(手続き後に支給が再開されますが、差止め期間中の高等学校等就学支援金は支給されません)

以下の手続きは7月以降の受給に関するものです。

申請書・届出書は原則として**7月1日時点の情報を記入**してください。

※1 裏面下部の「保護者等のその年の1月1日現在の住所」を記入する欄は、令和5年1月1日現在の住所を記入してください。

※2 **7月1日時点で18歳に達している場合、保護者等は「親権者」ではなく、「主たる生計維持者」となります**ので、ご注意ください。

現在の就学支援金支給状況によって手続きが異なります。

☆令和5年6月時点で就学支援金を受けている場合

○昨年度以前の手続きで個人番号を提出済みの場合

原則、新たな手続きは不要です。

(既に提出いただいた個人番号を用いて、県において令和5年度の税額を照会します)。

○過去に就学支援金の手続きで個人番号を提出していない(課税証明書等を提出した)場合

高等学校等就学支援金収入状況届出書(2回目以降) 及び
個人番号カード等貼付台紙(もしくは課税証明書等) を提出してください。

○保護者等の状況が変更となった場合(随時)

高等学校等就学支援金収入状況届出書(2回目以降) 及び
個人番号カード等貼付台紙(未提出の場合のみ) を提出してください。

※7月以降も、保護者等の状況に変更があった際は、速やかに届出をお願いします。

○令和4年1月2日～令和5年1月1日までに住所が変更となった場合

登録の修正が必要ですので、学校への連絡をお願いします。

※海外から帰国した場合も、必ず連絡してください。

☆令和5年6月時点で就学支援金を受けていない場合

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(初回時) 及び
個人番号カード等貼付台紙 を提出してください。

提出期限：7月26日(水) 提出先：事務室 ※申請書類は事務室にてお渡しします。

〈裏面に続く〉

※ 過去の申請で個人番号カード等貼付台紙を提出済みであっても、現在就学支援金を受けていない場合は、再度個人番号カード等貼付台紙の提出をお願いします。

税が未申告の場合、所得確認を行うことができず、就学支援金の支給ができない場合があります。
申告がお済みでない方は、直ちに税務署・市町税担当課へ申告するようお願いします。

※個人番号カード等貼付台紙について

- ☆ 個人番号は、**原則として親権者（もしくは入学時点で親権者だった方）全員分が必要**です。
一方が**配偶者控除等を受けている場合も、個人番号の提出が必要**です。
- ☆ 個人番号を提出いただき**認定された場合は、来年以降の7月の収入状況届出書の提出は不要**となります。不認定となり、来年再度受給資格認定申請を希望される場合は、再度受給資格認定申請書と個人番号の提出が必要です。
- ☆ 認定後、保護者等変更等があった場合は所得区分を見直しますので、直ちに学校に申し出てください。
- ☆ 生活保護（生活扶助）を受給している方についても、**個人番号の提出**をお願いします。
住民税の申告をされていない場合は、申告をお願いします。

※就学支援金の支給区分について

保護者等全員の所得確認基準額の合計	支給区分	支給月額(※)	注意事項
		全日制	
154,500円未満	加算あり	33,000円	※授業料額が上限となりますので、記載の額より実際の支給額が低くなる場合があります。
154,500円～304,200円未満	加算なし	9,900円	

～所得確認基準額とは～

以下の計算式により算出します。

【計算式】

市町民税の課税標準額(※1) × 6% - 市町民税の調整控除の額(※2)

※1 令和5年7月～令和6年6月分の判定においては、生徒本人が平成19年1月2日～4月1日生まれの場合、保護者等（保護者等が2名の場合はどちらか一方）の課税標準額から33万円を控除します。
（扶養控除の適用が同級生より1年遅れるため）

※2 政令都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算します。

※ご自身の課税標準額などは、マイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。
（マイナンバーカードが必要です）

マイナポータルHP



マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

ご不明な点がございましたら事務室までお問い合わせください。

担当：本田(078-741-1506)